

**ご相談ください  
人権擁護委員に**

**籠川健二さん(小平)**

平成27年より3年間にわたり人権擁護委員を務めてまいりました横田達男委員(鬼鹿)が任期満了により退任することに伴い、新たに籠川健二さん(小平)が平成30年10月1日に旭川地方法務局留萌支局長より法務大臣の委嘱状を受けました。



人権擁護委員は、法務大臣が人権擁護委員法により市町村長の推薦を受けて委嘱しているもので、気軽に人権関係を無料で相談できる制度であり、秘密は守られますので安心して相談してください。

◎問い合わせ先

旭川地方法務局留萌支局

☎42-10492

**家屋新築・増築・滅失(取り壊し)の届出を忘れずに**

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地や家屋の状況に基づいて課税されます。

平成30年1月1日から12月

31日までに新築・増築・滅失(取り壊し)した家屋を所有している場合には、「家屋新築・増築・滅失届」を財政課税務係まで提出する必要があります。

この届出を提出することで職員が現地確認を行い、次年度から対象家屋について、課税・非課税の決定がされます。また、新築住宅については、固定資産税の軽減の届出も必要となりますので、併せて手続きしてください。

なお、登記している家屋については、法務局にて登記手続きをしなければなりません。※届出書については財政課税務係、鬼鹿支所及び達布支所に備え付けています。詳しくは左記までご相談ください。

◎問い合わせ先

財政課税務係

(内線216・217・233)

**小平町臨時職員を募集します**

役場庁舎及び健康福祉センターの臨時清掃員を募集します。

■募集職種・人員

臨時清掃員 1名

■勤務場所

役場庁舎及び健康福祉センター

**勤務時間**

おおむね8時00分から12時00分まで

(平日4時間勤務)

※基本時間給 835円

**雇用期間**

平成30年12月1日から平成31年3月31日まで

**申込方法**

財政課備付けの申込書に市販の履歴書(写真貼付)を添えて、財政課へ提出してください。

**申込期限**

平成30年11月16日(金)

◎申し込み・問い合わせ先

財政課財政係(内線218)

**3直市を開催します**

次のとおり「3直市」を開催します。たくさんの方々のご来場をお待ちしています。

■日時

平成30年11月11日(日)

11時00分〜13時00分まで

■場所

文化交流センターロビー

■販売品目

パン各種、牛メンチカツ、ハンバーグ、みそ、シソジュース、こうじ、ベこもち、煮だこ、加工魚各種、珍味各種 等

◎問い合わせ先

経済課商工水産係

(内線222)

**「高齢者除雪サービス」を実施します**

小平町社会福祉協議会では、高齢者地域ケア事業の一環として、次の方々を対象に「高齢者除雪サービス」を実施します。利用される方は、申込書を提出してください。

※申込書は町社会福祉協議会及び各支所にあります。

■対象

同じ町内会に親類等の除雪をする人がいない虚弱高齢者(概ね70歳以上)世帯や身障者世帯等

■除雪種類

緊急避難用としての窓やベランダの除雪

■実施期間

平成30年12月14日から平成31年3月15日まで(随時)

※実施時間は9時から16時まで(作業の関係上時間変更有り)

■料金

無料

■申込期限

平成30年11月22日(木)

◎申し込み先

小平町社会福祉協議会(健康福祉センター内) または各支所

※詳細は小平町社会福祉協議会までお問い合わせください。

☎59-1643

**ご厚志ありがとうございました**

小平町に対して、次の方から多大なご厚志が寄せられました。厚くお礼申し上げます。(一般寄附受領分。敬称は省略いたします。公表は本人の承諾を受けております。)

○ 中村 勝「まちづくりのため」(小平町字富里 9月13日)

ご厚志に感謝申し上げますとともに、町行政の運営・発展のため、大切に使用させていただきます。ありがとうございました。